

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和3年3月5日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 企画競争に付する事項

未治療者に対する受診勧奨業務委託一式
※詳細は企画競争説明書等による。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマークまたはISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかを取得していること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

3. 契約候補者の選定

別冊「未治療者に対する受診勧奨業務委託企画競争説明書」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

企画書の採用可否については、提出者全員に通知する。

また、契約候補者と速やかに契約を締結する。

4. 企画競争説明書等を交付する期間及び場所

《期 間》 令和3年3月5日（金）～令和3年3月17日（水）

《時 間》 9：00～12：00 及び 13：00～17：00

《場 所》 〒260-8645

千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階

全国健康保険協会千葉支部 保健グループ

TEL 043-308-0525 担当：小高・山崎

5. 企画書等の提出期限等

《提出期限》 令和3年3月18日（木） 16時00分

《提出先》 上記4.と同様

《提出方法》 直接提出（持参）又は郵送とする。郵送の場合は書留など配達
の記録が確認できる方法とし、期限を厳守すること。また、郵
送事故等による遅配があっても考慮されない。

6. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

7. その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 全額免除

（3）契約書作成の要否 要

（4）詳細は、別冊「未治療者に対する受診勧奨業務委託企画競争説明書」による。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。